

会 則

第1章 名称

第1条 本会は、「ISNA 日本スヌーズレン総合研究所」(International Snoezelen Association Japan Snoezelen Research Institute：略称「ISNA JAPAN」：イスナ ヤーパン)という。また、別称「ISNA 日本スヌーズレン教育・福祉研究会」として社会的な活動を行う。

第2章 目的および諸活動

第2条 本会は、ISNA から正式に認定された日本における「ISNA JAPAN」として、世界の ISNA の認識を踏まえて日本におけるスヌーズレンの普及および研究と研修を推進することで、学校・福祉施設・病院等におけるスヌーズレン実践の質的向上を図ると共に、研究および研修成果を国内外のスヌーズレンの学会や研究会・研修会等で発表し、スヌーズレンの理論と実践を身に付けた質の高いスヌーズレンの実践者を養成し、人々の福祉や生活の質の向上に資することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

1. 日本国内外におけるスヌーズレンの理論と実践に関する研究と研修を推進する。
 - (1) 本会に、サポート研究員を置きスヌーズレンの研究と研修を推進する。
 - (2) 世界のスヌーズレンの専門家に研究アドバイザーと特別研究協力者を委嘱し、スヌーズレンの研究と研修を推進する。
 - (3) 国内外の専門家を招聘したスヌーズレン研修会(資格セミナーを含む)を年間 2 回開催する。
 - (4) 国内学会および ISNA による国際スヌーズレン学会・会議に参加し研究発表を行う。
2. 研究および研修成果をまとめ、機関誌『スヌーズレン教育・福祉研究』を定期的に発行する(年 1 回)。
3. 機関誌編集委員会、研究倫理委員会、資格認定委員会等の委員会を設置して、機関誌の発行や研究不正の防止、スヌーズレンの資格認定等の業務を推進する。

第3章 構成員

第4条 構成員は、本会の活動に賛同する者とする。

第5条 本会の構成員は以下のとおりである。

1. 所 長 1 名
2. 事務局(会計担当を含む) 4 名以上
3. 研究アドバイザー 1 名
4. 特別研究協力者 2 名以上
5. サポート研究員 25 名以上
 - (1) 理論研究 5 名以上
 - (2) 実践研究 10 名以上
 - (3) 機関誌の編集 6 名以上
 - (4) 研究の倫理 4 名以上
 - (5) 資格の認定 5 名以上
 - (6) 通訳・翻訳 2 名以上
 - (7) 製品開発 2 名以上ただし、上記の(1)～(7)の領域は重複して担当可能
6. 機関誌講読会員

第6条 構成員の役割は以下のとおりである。

1. 所長は、本会を代表し、会の運営を統括する。
2. 事務局は、本会の連絡調整・渉外・研修会(研究会)企画・機関誌発行・会計及び会計監査の事務処理等を担当する。また事務局長は事務局を統括し所長を補佐する。
3. 研究アドバイザーは、本会の運営について所長からの諮問に対して助言を行うと共に、本会の研究および研修活動に協力する。
4. 特別研究協力者は、所長からの委嘱により本会の研究および研修活動に専門家として協力する。
5. サポート研究員は、スヌーズレンの理論研究、実践研究、機関誌の編集、通訳・翻訳、製品開発を行い(分担重複可)、本会主催の研修会や研究会および国内外の学会等において研究成果や研修成果を発表することに努めると共に、機関誌『スヌーズレン教育・福祉研究』に論文を投稿するように努める。
6. 機関誌講読会員は定期的に機関誌を講読すると共に、申し出によりサポート研究員になることができる。

第4章 会員(機関誌購読・サポート研究員)および年会費等

第7条 会員は機関誌講読会員とサポート研究員よりなり、個人会員と賛助会員よりなる。

1. 機関誌講読会員及びサポート研究員は、スヌーズレンのレジャー・教育・セラピーに関心のある者、およびスヌーズレンの実践または研究に従事する者とする。
2. 機関誌講読会員及びサポート研究員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体を指す。
3. 機関誌講読会員及びサポート研究員になる者は、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。
4. 機関誌講読会員及びサポート研究員は、年会費(機関誌講読代)を本会の口座に振込むこととする。個人会員は2,500円、賛助会員は30,000円とする。
5. 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度会費とする。
6. 個人会員には、機関誌を1冊、賛助会員には機関誌を3冊送付することとする。また、賛助会員は研修会参加費を毎回3名まで無料とする。
7. 会員が研修会でスヌーズレン製品の展示・販売・パンフレット配付等を行う場合、会場使用料として毎回30,000円を本会の口座に振り込むこととする。また会員以外の場合は、毎回40,000円を振り込むこととする。
8. 本会を退会する場合は、事務局に退会の旨を届けると共に、未納の会費がある場合には全額を支払うこと。

第5章 本部および事務局の所在地

第8条 本会の本部を以下に置く。

〒422-8581 静岡県静岡市駿河区弥生町6-1

常葉大学教育学部 姉崎 弘研究室

第9条 本会の事務局を以下に置く。

〒351-8510 埼玉県朝霞市岡48-1 東洋大学ライフデザイン学部 嶺 也守寛研究室

第6章 運営

第10条 本会の運営等の会議は、当面所長と事務局が協議して行う。また本会の運営には、適宜研究アドバイザーから助言を受けると共に、特別研究協力者およびサポート研究員からの意見を本会の運営に反映させるよう努める。

附則

1. 本会は、平成27(2015)年6月1日に、大阪府吹田市で設立された。
2. 本会の会則は、平成29(2017)年5月1日より施行する。
3. 本会の改正会則は、平成30(2018)年5月28日より施行する。